

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮代町長 新井 康之

市町村名 (市町村コード)	宮代町 (114421)
地域名 (地域内農業集落名)	宮東・中島地区 (中須、若宮、内野、柚の木、松の木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和3年度に実施した農業者意向調査のアンケート調査結果で、今後の経営動向に関し、「将来の耕作の意向」に関する設問の回答で、規模縮小や現状維持を希望する農家が混在しているほか、6割以上の方が「誰かに耕作してもらうこと」を希望しており、規模拡大を希望する農家は数人となっている。

また、農家の高齢化が加速度的に進んでいる中で、耕作農家が保有する多くの農業機械が耐用年数を迎えつつあり、農業機械・設備の更新時期をきっかけとして経営規模縮小や離農が顕著になることが懸念され、このままでは後継者・担い手(耕作者)不足も重なって、将来は農地の遊休化・耕作放棄地化が相当量増加することが予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米をめぐる状況が目まぐるしく変化する中、今後も本地区における米生産を、いかに利用集積等によって担い手に集約して規模拡大化を図り、生産コストを削減していくかが課題となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	約53 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	約53 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

埼玉型ほ場整備事業により整備が行われる農地を農業上の利用が行われる区域とする。なお、整備後も小區画かつ不整形であったり、耕作に支障がある土壌と思われる農地については、保全・管理を行うものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用については、集落内の農業者に集約することを優先し、併せて集落外の認定農業者である法人に集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
「埼玉型ほ場整備事業」により農地の畦畔の除去を進め、水田区画の拡大を図ります。また、必要箇所において大型農業機械の導入による耕作が可能となるよう道路の拡幅整備を行います。併せて水路についても土水路からフリューム水路へ整備する等、改善と改良を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区内における若手農業者の確保・育成を行い、栽培技術や農業用機械購入等の補助などの支援を行う。また併せて地域内外から多様な経営体の発掘を継続していく。 ・担い手や耕作者が専業で生活できるようにするため及び幅広い層に農業をやってみたいと思ってもらえるような税制の優遇などを国・県と連携しながら検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、区域内の営農の拠点となるような農業用施設の設置を進める。
②生産したものを安定的に販売できるよう、販路の拡大を進める。